

岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 11 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 143 号

岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県港湾施設管理条例施行規則（昭和 40 年岩手県規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(港湾施設の滅失等の届出)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条の規定による届出をしようとする者は、港湾施設滅失（損傷）届（様式第 1 号）を所管する広域振興局長又は地方振興局長に提出しなければならない。</p>		<p>(港湾施設の滅失等の届出)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条の規定による届出をしようとする者は、別に定める様式による港湾施設滅失（損傷）届を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	
<p>(危険物の搬入の届出)</p> <p>第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、危険物荷役許可申請書（様式第 3 号）を所管する広域振興局長又は地方振興局長に提出しなければならない。</p>		<p>(危険物の搬入の届出)</p> <p>第 3 条 条例第 5 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、別に定める様式による危険物搬入届を局長に提出しなければならない。</p>	
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条の規定による使用の許可を受けようとする者は、次の表の左欄の港湾施設ごとに当該右欄に掲げる許可申請書を、リアスハーバー宮古の使用に係るものにあつては指定管理者に、リアスハーバー宮古以外の港湾施設の使用に係るものにあつては所管する広域振興局長又は地方振興局長に提出しなければならない。</p>		<p>(使用の許可申請)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条の規定による使用の許可を受けようとする者は、次の表の左欄の港湾施設ごとに当該右欄に掲げる許可申請書を、リアスハーバー宮古の使用に係るものにあつては指定管理者に、リアスハーバー宮古以外の港湾施設の使用に係るものにあつては局長に提出しなければならない。</p>	
使用許可を受けようとする港湾施設	許可申請書	使用許可を受けようとする港湾施設	許可申請書
岸壁係船浮標	係留施設使用許可申請書（様式第 3 号）	岸壁係船浮標	別に定める様式による係留施設使用許可申請書
浮棧橋	浮棧橋使用許可申請書（様式第 4 号）	浮棧橋	別に定める様式による浮棧橋使用許可申請書
上屋	上屋使用許可申請書（様式第 5 号）	上屋	別に定める様式による上屋使用許可申請書
野積場 泊地 貯木場	野積場（泊地、貯木場）使用許可申請書（様式第 6 号）	野積場 泊地 貯木場	別に定める様式による野積場（泊地、貯木場）使用許可申請書
船舶のための給水施設	船舶のための給水施設使用許可申請書（様式第 7 号）	船舶のための給水施設	別に定める様式による船舶のための給水施設使用許可申請書
船舶保管施設	船舶保管施設使用許可申請書（様式第 8 号）	船舶保管施設	別に定める様式による船舶保管施設使用許可申請書
廃棄物焼却施設	廃棄物焼却施設使用許可申請書（様式第 9 号）		

廃油処理施設	廃油処理施設使用許可申請書（様式第10号）
港湾管理事務所	港湾管理事務所使用許可申請書（様式第11号）

港湾管理事務所	別に定める様式による港湾管理事務所使用許可申請書

2 [略]

（許可の表示）

第4条の3 市長は、条例第7条第9号の船舶保管施設の使用の許可をしたときは、許可済証（様式第12号）を交付するものとする。

2 [略]

（占用の許可申請）

第5条 条例第8条の規定による占用の許可を受けようとする者は、港湾施設占有許可申請書（様式第13号）を所管する広域振興局長又は地方振興局長に提出しなければならない。

（原状回復免除の承認申請）

第6条 条例第11条ただし書の規定による港湾施設の原状回復の免除の承認を受けようとする者は、原状回復免除申請書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

（使用料等の還付申請）

第7条 条例第14条ただし書の規定による使用料等の還付を受けようとする者は、使用料（占用料）還付申請書（様式第15号）を所管する広域振興局長又は地方振興局長に提出しなければならない。

（入出港届）

第8条 条例第15条の規定による届出をしようとするときは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第五号の二様式を所管する広域振興局長又は地方振興局長に提出し、又は当該届の記載事項に係る情報をファイルに記録しなければならない。

2 避難その他船舶の事故等やむを得ない事情があると認められる場合において、船舶が港湾区域（条例第15条に規定する港湾区域をいう。以下同じ。）に入港したとき、又は港湾区域を出港しようとするときにあつては、前項の規定にかかわらず、同項の規定による届の提出又はファイルへの記録に代えて、その旨を所管地方振興局長に届け出ることができる。

3 [略]

2 [略]

（許可の表示）

第4条の3 指定管理者は、条例第7条第9号の船舶保管施設の使用の許可をしたときは、許可済証（別記様式）を交付するものとする。

2 [略]

（占用の許可申請）

第5条 条例第8条の規定による占用の許可を受けようとする者は、別に定める様式による港湾施設占有許可申請書を局長に提出しなければならない。

（原状回復免除の承認申請）

第6条 条例第11条ただし書の規定による港湾施設の原状回復の免除の承認を受けようとする者は、別に定める様式による原状回復免除申請書を知事に提出しなければならない。

（使用料等の還付申請）

第7条 条例第14条ただし書の規定による使用料等の還付を受けようとする者は、別に定める様式による使用料（占用料）還付申請書を局長に提出しなければならない。

（入出港届）

第8条 条例第15条の規定による届出をしようとするときは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第五号の二様式を局長に提出し、又は当該届の記載事項に係る情報をファイルに記録しなければならない。

2 避難その他船舶の事故等やむを得ない事情があると認められる場合において、船舶が港湾区域（条例第15条に規定する港湾区域をいう。以下同じ。）に入港したとき、又は港湾区域を出港しようとするときにあつては、前項の規定にかかわらず、同項の規定による届の提出又はファイルへの記録に代えて、その旨を局長に届け出ることができる。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第11号までを削る。

様式第12号を別記様式とする。

様式第13号から様式第16号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年11月18日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県港湾施設管理条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。